

# 住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る 特定個人情報保護評価 概要

## 1 特定個人情報保護評価の概要

- ・番号法<sup>※</sup>に基づき、個人番号をその内容に含む特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えい等が発生するリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するもの

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## 2 経緯

- ・社会保障・税番号制度の導入（平成27年10月～個人番号通知、平成28年1月～本格運用）に伴って住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳ネットワーク（都道府県サーバ）で個人番号を保有することとなったことから、特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施（平成27年5月29日公表）
- ・特定個人情報保護評価から一定期間（5年）が経過したことから、再評価を実施（令和2年5月27日公表）
- ・令和元年5月に公布されたデジタル手続法<sup>※</sup>によって住民基本台帳法が改正され、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）利用を実現するため、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用するために住民基本台帳ネットワーク回線を利用して「附票連携システム」を構築すること、また、番号法で定められた場合には同システムで個人番号を利用・提供・移転することが定められたことから、今般、再評価を実施（改正事項はデジタル手続法の公布（令和元年5月31日）から5年以内の政令で定める日から施行）

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

### 3 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

#### I 基本情報

##### （1）事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

##### （2）事務の内容

###### ①本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

- ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、区域内の全ての住民の本人確認情報※を保有、更新、管理、提供、移転する。

※4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報

###### ②附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

- ・国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担う「附票連携システム」において、区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報※を保有、更新、管理、提供、移転する。

※4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報。附票本人確認情報に個人番号は含まないが、番号法で定められた場合には附票本人確認情報の提供等に併せ、個人番号を提供等することがある。

##### （3）使用するシステム

①住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ部分）

②附票連携システム（附票都道府県サーバ部分）

##### （4）特定個人情報ファイル名

①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

##### （5）特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- ・転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため
- ・全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため

②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

- ・国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため

##### （6）個人番号利用の法令上の根拠

住民基本台帳法

##### （7）評価実施機関における担当部署

清流の国推進部市町村課

## II 特定個人情報ファイルの概要

### (1) 基本情報

#### ①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満
対象となる本人の範囲	区域内の住民
記録される項目	個人番号、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、その他住民票関係情報（住民票コード及び以上の項目の変更情報）
保有開始日	平成27年7月21日

#### ②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満
対象となる本人の範囲	区域内の市町村において戸籍の附票に記録された者
記録される項目	個人番号、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、その他戸籍の附票関係情報（住民票コード及び以上の項目の変更情報。戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない。）
保有開始日	デジタル手続法の公布日（令和元年5月31日）から5年以内の政令で定める日

### (2) 特定個人情報の入手・使用

#### ①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- ・本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、市町村から入手
- ・本特定個人情報ファイルに区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供、移転

#### ②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

- ・附票本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、市町村から入手  
※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。
- ・本特定個人情報ファイルに区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新、管理、提供、移転

### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

○直接本人確認情報及び附票本人確認情報に係わない（直接本人確認情報及び附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）以下の業務を委託（書面による承諾により再委託を許諾）

- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
- ・住基ネット\*の運用保守に関する業務

※県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器

(4) 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

[提供] 地方公共団体情報システム機構、自都道府県の他の執行機関、住民

[移転] 自都道府県の他部署

②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

[提供] 自都道府県の他の執行機関

[移転] 自都道府県の他部署

(5) 特定個人情報の保管・消去

①都道府県知事保存本人確認情報ファイル

[保管] 都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管

[消去] 住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保管期間（150年間）終了後、システムにて自動判別し消去

②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

[保管] 附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管

[消去] 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存された後にシステムにて自動判別し消去

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### (1) 特定個人情報の入手

- ・都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の入手手段は、市町村のコミュニケーションサーバからの通知に限定されており、市町村において真正性が確認された情報を入手できることをシステムで担保
- ・ネットワーク回線は専用回線を用いる、地方公共団体情報システム機構が作成・配付する専用のデータ交換アプリケーションを用いる、情報の暗号化を実施する等により、入手の際の漏えい・紛失を防止

#### (2) 特定個人情報の使用

- ・端末操作者を識別する照合 I D、操作権限を識別する操作者 I D、照合情報認証（生体認証）による操作者認証により、アクセス権限を適切に管理
- ・端末室への入退室管理を行うとともに、操作履歴（アクセスログ及び操作ログ）をシステム上記録、保存し、不正な操作がないことを適時確認

#### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・委託先は岐阜県個人情報取扱事務委託基準に基づき選定し、契約書で収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びき損の防止、秘密の保持、複写又は複製の禁止等について明記
- ・委託先には特定個人情報ファイルの直接的な閲覧、更新権限は付与せず、委託先が本人確認情報又は附票本人確認情報の更新、整合性確認、バックアップデータの格納等の業務を行う際にも、データをシステムで自動的に暗号化する仕組みを設定
- ・業務報告書やアクセスログの確認により不正利用がないことを確認

#### (4) 特定個人情報の提供・移転

- ・提供・移転は、住民基本台帳法及び番号法により認められた者に対してのみ実施し、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上記録、保存
- ・通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による提供を防止
- ・県から地方公共団体情報システム機構への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供については、都道府県サーバと全国サーバ間、附票都道府県サーバと附票全国サーバ間で相互認証を実施しており、認証できない相手先への提供がなされないことをシステム上担保
- ・岐阜県の他の執行機関及び他部署への提供・移転においては、照合 I D、操作者 I D、照合情報認証（生体認証）による操作者認証によりアクセス制限を行うほか、操作履歴（アクセスログ及び操作ログ）をシステム上記録、保存し、不正な操作がないことを適時確認

#### (5) 特定個人情報の保管・消去

##### [保管]

- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバの集約センターでは、監視カメラによるサーバ設置場所への入退室管理並びにサーバ設置場所及び記録媒体設置場所の施錠管理を実施
- ・岐阜県では、端末設置室の施錠管理、監視カメラ又は管理簿による入退室者管理を実施
- ・ファイアウォール、ログ解析、ウイルス対策ソフト等による技術的対策の実施

##### [消去]

- ・磁気ディスク廃棄時は内容の消去・破壊等、帳票廃棄時は裁断、溶解等を実施し、記録

### IV その他のリスク対策

#### (1) 監査

- ・年1回、自己点検及び内部監査を実施

#### (2) 従業者に対する教育・啓発

- ・住民基本台帳ネットワークに携わる職員に対し、年1回、研修を実施し、記録

### V 開示請求、問合せ

- ・指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付け  
(問合せ) 清流の国推進部市町村課企画行政係

### VI 評価実施手続き

#### [しきい値判断結果]

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる